○国土交通省告示第四百九十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	中国縦貫自動車道		
道路の区域			
区間		変更前	敷地の幅員　延長
		後別	
兵庫県佐用郡佐用町西下野字小坪一〇番七		前	最大　一二〇（メートル） 最小　九八
		後	最大　一九九 最小　九九（メートル） 六二

○国土交通省告示第四百九十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	中国縦貫自動車道		
道路の区域			
区間		変更前	敷地の幅員　延長
		後別	
兵庫県佐用郡佐用町奥金近字白石一二七五番一九から同県佐用郡佐用町奥金近字白石一二七五番一八まで		前	最大　九五（メートル） 最小　三六
		後	最大　一一〇（メートル） 最小　五九 一二八

○国土交通省告示第四百九十六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年四月二十四日に次のとおり認定したので、第四十一条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　株式会社備南自動車学校
二　主たる事務所の所在地
　広島県福山市南今津町百五十三番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第四百九十七号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年四月二十四日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　株式会社備南自動車学校
二　主たる事務所の所在地
　広島県福山市南今津町百五十三番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第四百九十八号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年四月二十四日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　株式会社鶴岡自動車学園
二　主たる事務所の所在地
　山形県鶴岡市西新斎町六番三十四号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第四百九十九号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年四月二十四日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　株式会社鶴岡自動車学園
二　主たる事務所の所在地
　山形県鶴岡市西新斎町六番三十四号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第五百号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年四月二十四日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　株式会社苗穂自動車学園
二　主たる事務所の所在地
　北海道釧路市芦野五丁目十二番一番
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第五百一号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年四月二十四日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　株式会社苗穂自動車学園
二　主たる事務所の所在地
　北海道釧路市芦野五丁目十二番一番
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第五百二号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年五月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表補助金等の名称欄中「モーダルシフト等推進事業費補助金」を削り、「広域物資拠点施設整備費補助金」の次に「整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金」を加える。

附　則

一　この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

二　平成二十四年度以前の補助金等で平成二十五年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。